

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務を効率化すること。

また、森林整備加速化・林業再生基金事業を平成 27 年度以降も継続すること。

さらに、3 年間に限定されている森林・山村多面的機能発揮対策事業の実施期間を延長すること。

2. 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備及び治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。

4. 病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

6. 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。